質 問 第 一 号昭和五十五年七月二十三日提出

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」 に

関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年七月二十三日

提 出 者 Ш 本 敏 美

福 田 殿

衆

議

院

議

長

明 日 香 村 12 お け る 歴 史 的 風 土 \mathcal{O} 保 存 及 び 生 活 環 境 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 に

関する質問主意書

で 条 か 1 ٢ あ 及 に タ り、 び \mathcal{O} さ 1 憲 法 れ プ 特 法 律 7 \mathcal{O} に 第 は 法 1 <u>二</u> 十 第 __ な 律 0 --- で 1 種 九 \mathcal{O} 部 あ 歴 条 地 分 る 史 方 に に 公共団: 的 ょ 0 り 風 1 \mathcal{O} 保 土 て 法 体 保 障 解 律 存 さ \mathcal{O} 明 \mathcal{O} 地 地 れ L 施 域を 区 た て 行 に 国 ゆ 12 限 0 民 当 < 1 つて、 \mathcal{O} た 必 て ŧ り、 要 は、 0 が 基 そ あ 第 0 き 本 九 る び 歴 的 と + 史的 L な 考 __ 1 諸 え 口 規 風 権 る 玉 制 土を保 利 0) 会 \mathcal{O} 12 で に 措 制 次 存 お 置 限 け \mathcal{O} を を するため、 含 事 る 加 審 え 項 む よう に 議 前 0 \mathcal{O} 例 とす 憲 中 \mathcal{O} 1 法 7 な で 質 第 ŧ 1 る 十三 新 間 Ł 明 す 5 L \mathcal{O}

1 明 日 香 村 は 律 令 玉 家 発祥 \mathcal{O} 地 とし て \mathcal{O} 歴 史 的 風 土 が 今 日 まで 良 好 に保・ 存 さ れ 7 来 た 地 域 لح

る。

さ れ て 1 るが 保 存 \mathcal{O} 対象とされる 煙 史的 風 土 とは *(*) カゝ な るも 0 を 指 す カ 具 体 的 に 列 挙

されたい。

2 風 俗 習 慣 等 有 形 無 形 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} ŧ ح \mathcal{O} 地 域 で は ょ < 伝 承 さ れ て 7 ると考え るが、 これ 5 0 保

存 なく L て 本 法 律 制 定 \mathcal{O} 趣 旨 が 達 成できな **V**) 0) で は な **,** \ かと考えるが 政 府 は 基 本 的 に سلح \mathcal{O}

ように対処しようとしているのか具体的に説明されたい。

明 日 香 村 にお け る住 民 の生活基 盤 は主とし て農業であ るが、 その今後の対策につい て次の諸

点をどう考えるか。

1 農 業 者 (農家) とは、 こ の 法 律 で は 1 か な る 範 囲 \mathcal{O} 者と考え る か。

2 農 業 経 営 \mathcal{O} 安定、 向 上 لح 農 業 \mathcal{O} 経 営 改 善 等 を 义 る 施 策 \mathcal{O} 計 画 及 び 実 施 \mathcal{O} 責 任 にはだれ に あ る

のか。

3 第 種 歴 史的 風 土 保 存地 区 (1) 農 業 に つい 7 は、 すべ て 現行 0) 玉 \mathcal{O} 施 策 か 5 除 外され る農 業

振 興 地 域 外の区 域とな り、 新農 業構造改善事業等 0 農 業投資 もこの 地区では全く該当し ない

لح 思 料 さ れ る が 明 日 香 村 \mathcal{O} ょ う な 零 細 な 経 営 規 模 で 基 盤 整 備 事 業 を 伴 わ な 1 農 業 経 営 に 0

1 7 は 特 别 \mathcal{O} 措 置 が 必 要 と 考 え る が ど う か 具 体 的 に 説 明 さ れ た 1

4 第 種 地 区 \mathcal{O} 農 家 \mathcal{O} 農 業 経 営 を 現 状 で 凍 結 す るとす れ ば そ \mathcal{O} 農 業 所 得 は 近 隣 \mathcal{O} 同 規 模 \mathcal{O}

農 る 家 か کے 現 比 在 較 検 L 討 て さ 大 きな れ て 所 1 得 る 差 価 を生 格 安 定 じ 事 る お 業 そ Þ 後 れ 継 が 者 あ 育 る。 成 事 農 業 家 で \mathcal{O} は 生 + 活 分で . 安定 ない を図 と考えるの る た 8 \mathcal{O} 方 で、 法 は そ あ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 施 策 方 法 に 0 7 7 説 明 さ れ た

三 本 法 第 三 条 に ょ り 第 種 保 存 地 X 内 \mathcal{O} 土 地 買 上 げ 価 格 は、 不 当 に 低 1 £ \mathcal{O} で あ り、 歴 史 的 風

土 審 議 会 \mathcal{O} 答 申 で ŧ 昭 和 兀 + 五. 年 + 月 + 八 日 飛 鳥 地 方 に 於 け る 歴 史 的 風 土 及 び 文 化 財 \mathcal{O} 保

存 等 に 関 す る 方 策 に 0 1 7 閣 議 決 定 が 行 わ n n に ょ り 所 要 \mathcal{O} 措 置 が 講 ぜ 5 れ 7 来 た た \emptyset

大 阪 市 域 ま で わ ず か \equiv + 分 余 り لح 1 う 地 理 的 条 件 に ょ ŋ 潜 在 的 な 開 発 \mathcal{O} ポ テ ン シ T ル が 高 1 に

t 拘 。 ら ず 周 辺 \mathcal{O} 市 町 村 と 比 較 L 7 地 価 \mathcal{O} 著 L 1 格 差 を 生 じて 7 る لح 指 摘 L て 7 るところで あ

上げ るが ることが 0 土 本 地 法 買 上 制 定 げ に 価 係 格 \mathcal{O} る 基 歴 風 準 を、 審 \mathcal{O} 近 投 げ 傍 た 市 課 町 村 題 \mathcal{O} \mathcal{O} 市 つ 街 だと思 化 区 域 料 0) す 地 る 価 が に 見 合 政 うよ 府 はどう考え う 改 定 Ļ て 引 1

るか。

兀 1 本法第八条に係る明日香村の設置する「整備 基 金 0) 運用益の各大字管理組合等 0) 配 分の

基 準 は 規 制 基 準 に 従 V ; 第 種 地 区 と第二 種 地 区 に ょ ŋ 傾 斜 配 分、 優先 順 位等どの

ように指

導す Ź 0) か、 そ 0) 行 政 指 導 \mathcal{O} 基 本 姿勢を 説 明 さ れ た \ <u>`</u>

2 化 財 0) \mathcal{O} 基 発 金 掘 \mathcal{O} 調 運 査」 用 に 事 ょ 業 る 費 事 は 業とし す × て つ て 村 国 と県で が 行 う 負 担 発 す 掘 ること 調 査 事 が · 業 」 本 等 法 も含まれ 立 法 \mathcal{O} 趣 て 旨 1 と考 る が、 え る が 埋 どう 蔵 文

カン ま た 玉 及 び 県 \mathcal{O} 事 業として採択され る 「 発 掘 調 査 事 業」 \mathcal{O} 基 準 はどうな つ て 1 る 0 か。

右質問する。